

第10章 管理運営

10.1 教授会

A群：教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

B群：学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

教授会は、学長を議長として開催され、本学における教育・研究の実質的な運営に関する全ての審議を行っている。

- (1) 学科および教育・研究に関する事項
- (2) 授業科目の種類および編成に関する事項
- (3) 教員の資格審査および昇任推薦に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、休学、転学科、卒業の認定および留学に関する事項
- (5) 学生の試験に関する事項
- (6) 学生団体、学生活動および学生の生活指導に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 法令または本学諸規則により、教授会に付議または諮問された事項
- (9) その他学長が必要と認める事項

毎月開催される教授会は、全教授の2分の1以上の出席によって成立し、教授会出席者の過半数の同意をもって教授会の決議としている。ただし、人事を伴う案件を審議する場合には、全教授の3分の2以上の出席と出席者の3分の2以上の同意が必要である。可否同数の場合は、議長である学長がこれを決める。

なお、本学は工学部のみの単科大学であり、学部長は置いていないが、平成16年度からは3学部体制に移行する計画を進めており、工学部、環境・建築学部、情報フロンティア学部のそれぞれに学部長を、また、基礎教育部に部長を置くことになっている。

3学部の教授会と基礎教育部の教授会、ならびに、全学教授会が設置されることになっているが、これらの上位組織として、教育研究会議を設置し、様々な決断を迅速に行っていく体制を整えつつある。

10. 2 学長の権限と選任手続

1. 学長の選任手続

A群：学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

C群：個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

学長の選任は、基本的には、現学長の推薦に基づき、理事長が任命する形で行われる。

役員選考委員会は、現学長が推薦する学長候補の、学長としての適格性を確認するために、学長候補とともに、金沢工業大学の伝統と学風の樹立を目的として、学長候補の教育・研究・運営などに係わる基本的な哲学や姿勢を反映した業務目標、実施方法、任期に関する計画などを立案し、理事長に上申する。理事長は、学園倫理委員会の議を経て理事会に提案し、承認を得た後、所定の宣誓書に署名捺印を求め、学長として任命する。学長の任期は、特段の事情がない限り1期目は4年である。ただし、理事会の判断により、2期目以降は2年間に減じることがある。

理事長は、学長による業務目標または実施計画の目的達成が困難と認められたときは、学園倫理委員会および役員選考委員会の議を経て理事会に提案し、承認を得た後学長を解任し、改めて学長を選任することになっている。

この学長選任プロセスは、開学当初より採用されており、今日まで、問題なく機能している。従って、学長公募制を導入するなどの他の選考プロセスは検討されていないが、必要に応じて、個性ある学長の募集や選任といったプロセスにも対応できる環境を整備することも考慮する必要はあろう。

2. 学長の権限

B群：学長権限の内容とその行使の適切性

B群：学部長権限の内容とその行使の適切性

理事会は、理事長職務における経営の権限と責任を法人本部長に委譲し、教学の権限と責任を学長に委譲している。ある意味では、学長は、教学全般に関して無制限の権限を有しているともいえ、金沢工業大学学則第3条第3項に「学長は、学務を総括し、教員の服務についてこれを統督する」と定められている。なお、その他の規則において明文化されている学長の任務は、以下のとおりである。

- (1) 教授会の議長を務める
- (2) 大学院委員会の委員長を務める

- (3) K I T評価向上委員会の委員長を務める
- (4) 主任会議の議長を務める
- (5) 国際交流工大委員会の委員長を務める
- (6) 入学者選考委員会の委員長を務める
- (7) 学籍異動に関する決裁
- (8) 研究所専任教員の決定
- (9) 客員研究員などの任用の決定
- (10) 共同研究員の選考

この学長の権限については、開学当初より今日まで、適切に行使されており問題なく機能している。従って、学長の権限を変更する必要は、現時点では認められない。

なお、本学は工学部だけの単科大学であり、学部長は置いていないため、学部長の職務に関する規定は、現時点では、設けられていない。

3. 学長補佐体制

C群：学長補佐体制の構成と活動の適切性

本学では、学長を補佐するために副学長を置くことができると定められており、理事長が、学長の意見を聴いて、副学長を任命する。副学長は、学長の命を受けてその職務にあたるが、学籍異動に関わる決裁についても、学長不在の場合には、副学長が行うことができると定められている。なお、現在は研究担当副学長が任命されており、その任務は以下のとおりである。

- (1) 研究支援機構運営委員会の委員長を務める
- (2) 研究倫理委員会の委員長を務める
- (3) 国際交流工大委員会の委員を務める

平成16年度からは3学部体制に移行することが計画されており、教育担当副学長や研究担当副学長の役割と学部長の役割との整合性を含め、新しい学長補佐体制の構築が求められている。その詳細については、学長が中心となって検討中である。

10.3 意思決定

B群：大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

1. 経営上の意思決定

私立大学の経営責任は、理事長を長とする理事会が負うことと法令に定められており、本学の運営は「学校法人金沢工業大学の寄附行為」によって行われている。理事会は、理事12名、監事2名で構成され、毎年3月、5月、10月、12月に定例理事会を開催し、寄附行為に規定する議案の決議を行っている。緊急を要する案件が生じた場合には、臨時の理事会を開催し、不測の事態に対応している。理事会業務の円滑な運営は、理事会業務委任規則および理事会規則によって理事会から権限委譲を受けた常任理事会が行っている。常任理事会は、常勤の理事全員をもって学内に組織されており、各種の委員会の決議事項の確認と承認に関する事項の審議と本法人の業務遂行に必要な協議を毎月行っている。

この意思決定のプロセスは、開学当初より今日まで、問題なく機能しており、これを変更する必要は、現在のところないといえる。

2. 教学上の意思決定

教学に関する権限委譲を理事長から受けている学長が、教授会の議を経て、最終的な意思決定を行っている。この過程は、学長が、部長職の教授により構成されている部長会を月2回開催し、教育・研究の遂行状況やそれらの評価に関する情報の収集と分析、必要な改善策の提案など教学に関する戦略を検討・立案している。立案された戦略は、部長会のメンバーおよび課程・学系の主任と副主任から構成される主任会議において報告され、実施上の問題点の洗い出しを行った上で必要な修正を加え、最終的な実施計画としてまとめられる。この計画は、教授会の承認を得、常任理事会に報告された後、実施に移される。

この教学上の意思決定のプロセスは、問題なく機能しており、これを変更する必要は、現在のところないといえる。

10.4 全学的協議会と諮問機関

B群：学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性
--

B群：学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

B群：評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

本学には、全学的な協議会として学園協議会が、諮問機関として評議員会が設けられて

いる。

1. 学園協議会

全学的な話し合いを行う場として設けられている学園協議会は、理事会・教授会・学友会の三位一体の協同精神の実現を目的としたものであり、理事会・教授会・学友会から選ばれ、かつ議長の同意を得た者で構成されている。構成員は三者とも各5名を超えてはならないとされており、会議において合意に達しない場合には議長が決することができるものとしている。学園協議会の会議の招集は理事長が行い、会議の議長となる。学園協議会では、三者のそれぞれが、経営の代表、教学の代表、学生の代表として学園の発展を目的とした様々な事項について討議を行っている。討議の結果については、各部署が責任をもって問題の解決などに取り組んでおり、学園全体の発展のために努力を重ねている。

2. 評議員会

(1) 評議員の選出

評議員会は、25人の評議員をもって組織されている。その構成は、法人の職員のうちから理事会において選任された者9名、法人が設置する学校を卒業した者で年齢が25歳以上であって理事会において推薦されたものの中から評議員会において選任された者4名、学識経験者のうちから理事会において選任された者12名となっている。

評議員の選出は、委員長である理事長、理事長が指名する者1名、常務理事の合計3名により構成される役員選考委員会において行われる。

評議員の任期は2年であり、再任されることができる。ただし、評議員の欠員に伴う補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間と定められている。なお、任期満了後でも、後任の評議員が選任されるまではその職務を遂行することも定められている。

なお、学校法人金沢工業大学には役員として理事12名と監事2名をおいているが、理事のうち3名は、評議員会において選任された評議員がその職務にあたっている。

(2) 評議員会の役割

以下の事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと定められている。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (2) 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (6) 収益事業に関する重要事項

(7) 寄附金品の募集に関する事項

(8) 第13条第2項の機関の設置（注：常任理事会ほかの必要な機関）

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めるもの

なお、理事会における理事総数の3分の2以上の議決ならびに評議員会の議決により、本法人を解散することができる旨も定められている。

評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することが、その責務である。

評議員会は、理事長が招集し、評議員のうちから評議員会において選任された者が議長となり会議をつかさどる。評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができないが、付議される事項について、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなすこととしている。評議員会の採決は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

評議員会としては適切に機能しているが、任期の長い評議員が一部に認められる。変化の激しい時代の動きに対応していくためには、任期の上限を定めるなどにより、評議員会のさらなる活性化を図る必要がある。

10.5 予算の執行

C群：予算執行過程における執行機関と審議機関の役割の明確化

全学的な教育・研究に係わる戦略を遂行するにあたって必要な経営資源は、常務理事のもとに各部局長を構成メンバーとして組織された予算編成審議会および人事委員会において戦略が策定される段階で見積りが行われる。予算執行責任者（課長）は、毎年の業務計画を立案し、予算責任者（部長）、予算管理者（部局長もしくは理事）の承認を受け、さらに、予算編成審議会、人事委員会、常任理事会の議を経て、業務計画と予算、人的補助が決定される仕組みが整えられている。また、予算執行責任者は、業務計画立案の際に、市場の要求や動向および競合大学の動向などを調査し、予算編成審議会メンバー（部局長）に報告することが要求される。策定された業務計画に基づく経営資源は、関係部署で調整した後、評議員会の意見を聞き、理事会の審議を経て配分が決定される。

このプロセスは十分に機能しているが、予算を超過する部署も一部に認められる。業務計画の主旨に沿った適切な予算執行が必ずしも行われていないことや、単年度での業務計画に盛り込まれていない業務の発生に伴う支出増加が生じていることなどが原因であると思われる。長期的な計画に基づいた当該年度の業務計画の策定とその主旨の部署内への徹

底が求められているといえる。全学的な視点から長期的な業務計画を立案するための組織的な対応を行う必要がある。このための専門的な部署の設置も考慮する必要があるろう。

10.6 教学組織と学校法人との関係

A群：教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

私立大学の経営責任は、理事長を長とする理事会が負うことと法令に定められており、本学においても「学校法人金沢工業大学の寄附行為」に基づいて運営が行われているが、理事会は、理事長職務における経営に係わる責務を法人本部長に権限委譲し、教学に係わる責務を、大学教授会メンバーの代表である学長に権限委譲している。

教育・研究の実施面における問題点は特に認められない。

10.7 管理運営への学外有識者の関与

C群：公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

管理運営に対する学外有識者の関与は、十年委員会を通して行われる。十年委員会からの改善提案をもとに、各部署などの組織の機能と役割の強化・充実に図り、十年委員会の専門委員会として設置されている、KIT評価向上委員会、研究評価支援委員会、顧客満足度向上プロジェクト委員会などにおいて総合的な点検と評価を行っている。

なお、十年委員会以外は、教職員により構成されているが、必要に応じて外部の学識経験者などの参画を求めている。

十年委員会は適切に機能しており、特に問題は認められない。